



基安安発 0331 第 3 号
令和 5 年 3 月 31 日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長

令和 5 年度における林業の安全対策の推進について（要請）

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、林業における令和 4 年の死亡災害の発生状況を見ますと、令和 5 年 3 月の速報値で 29 人となっており、前年同期と同数となっていますが、更なる死亡災害の減少のため、引き続き鋭意労働災害防止対策を推進していくことが強く求められています。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生関係法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の促進等により林業における安全対策を推進してきたところですが、先般策定された第 14 次労働災害防止計画の内容も踏まえ、令和 5 年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項を別添のとおり取りまとめましたので、傘下の会員等に御周知いただく等により、引き続き、林業の安全衛生対策の推進に特別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

令和5年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項

1 第14次労働災害防止計画に基づく対策の推進

第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）（別添1）において、林業は、伐木作業等における「激突され」等、業種に特有の死亡災害が多く発生している（令和4年の死亡災害発生件数は、令和5年3月速報値で29人（別添2））こと等から、業種別に労働災害防止対策を推進する4つの業種の一つとされ、引き続き労働災害の一層の減少を図り、特に死亡災害の大幅な削減に向けて取り組むこととされている。関係行政機関、事業者等は、このような状況にあることを重く受け止め、事業者がその責務を果たすとともに、発注者等関係機関においても、関係法令、ガイドライン等の周知、遵守の徹底等を通じて、労働者の安全衛生の確保に必要な役割を果たしつつ、労働災害防止に向けて真摯に取り組むことが重要である。

特に、14次防において「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日基発第1207第3号）（以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上とし、死亡者数を15%以上減少させるとの目標を掲げているところであり、令和5年度は、14次防の初年度として、

- ① 平成31年に改正された労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に基づく措置（別添3）
- ② 伐木等作業の安全ガイドライン（別添4）に基づく措置
- ③ 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）（別添5）に基づく措置

について、これまで以上に積極的に周知し、必要な措置が着実に講じられるよう関係者が総力を上げて取り組む必要があることを十分に念頭に置き安全衛生対策を推進すること。

2 伐木等作業における安全対策の推進

伐木作業等の安全対策について、小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、安衛則に基づき、立木の伐倒時の措置及びかかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用、木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図ること。

また、伐木等作業の安全ガイドライン及び林業の緊急連絡体制整備ガイドラインを関係事業者に対して一層積極的に周知するとともに、安全衛生教育等の機会を活用し、作業員に対して作業時の遵守事項、留意点等必要な事項を改めて教示すること等により、作業現場におけるガイドラインの普及、定着及びその徹底を図ること。

さらに、車両系木材伐出機械の運転等に当たっては、安全衛生関係法令（別添6）の遵守等により、伐木等作業の安全を推進すること。

3 安全衛生教育の推進

労働者に対する安全衛生教育等を的確に実施するとともに、令和3年3月17日付け基発0317第2号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育について」（別添7）に留意の上、概ね5年ごとに労働者が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の2に基づく能力向上教育を受講できるよう、あらゆる機会を通じて周知するとともに、発注者等においても必要な配慮を行う等により、安全衛生教育の機会を確保すること。

また、チェーンソー作業については、振動障害防止対策の実施も重要であることから、安全衛生教育の実施に当たっては、「チェーンソー取扱い作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号）（別添8）等に基づく、「日振動ばく露量A（8）」をもとにした作業時間の管理等に関する内容も含んだものとなるよう留意すること。

4 チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会への参加勧奨について

厚生労働省委託事業により、チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会を開催する予定であるので、労働安全衛生法令及び伐木等作業の安全ガイドライン等の周知とこれに基づく措置の徹底を図るために、林業事業者に対して本講習会を周知する等により、事業場の安全担当者等の参加促進を図ること。

5 関係行政機関の連携の強化

林業の安全衛生対策を推進する上で、厚生労働省、林野庁、都道府県林務部局等の関係行政機関が連携をすることは極めて重要であることから、関係行政機関が連携・協力し、関係機関連絡会議の開催、合同パトロールの実施等の取組を進めるとともに、労働災害情報の共有を進める等により、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置が確実に講じられる環境づくりを進めること。

6 林業・木材製造業労働災害防止協会等との連携の強化

林業・木材製造業労働災害防止協会は、厚生労働省補助事業等により地域の実態等に即した取組を進めるとともに、関係団体等と効果的な連携を図り、林業の安全対策を推進することとしている。具体的には、本年度も伐木作業における安全水準の向上等を図るために、安全管理士、林業普及指導員等が連携し、現場パトロール、講習会等を行うこととしているので、当該取組への参加等を通じて林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部等との連携を強化すること。

7 発注者における取組

労働災害の防止のためには、事業者による取組のみならず、発注者においても、事業の期間（契約期間）、作業方法、発注金額等が安全で衛生的な作業の遂行を損なわないよう十分配慮することが重要であることから、発注者は、事業を受託する者が安全と健康を確保するための措置を確実に講じられるよう安全衛生対策経費の確保をはじめ必要な取組を進めること。

第 14 次労働災害防止計画（抄）

1 計画のねらい

（2）計画期間

2023 年度から 2027 年度までの 5 か年を計画期間とする。

（3）計画の目標

ア アウトプット指標

（エ）業種別の労働災害防止対策の推進

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50% 以上とする。

イ アウトカム指標

（エ）業種別の労働災害防止対策の推進

- 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大規模な削減に向けて取り組み、2022 年と比較して 2027 年までに 15% 以上減少させる。

4 重点事項ごとの具体的取組

（6）業種別の労働災害防止対策の推進

エ 林業対策

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成 6 年 7 月 18 日付け基発第 461 号の 3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

（イ）（ア）の達成に向けて国等が取り組むこと

- 小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について関係事業者に対し一層積極的に周知し、これらのガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図るとともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。
- 林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力して取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。

(別添2)

2022年の林業における死亡災害の事例

番号	発生月	時間帯	業種	作業の概要
1	1月	10~12	木材伐出業	ヒノキの間伐を3名で従事中、被災者がうつ伏せの状態で伐倒木の下敷きになっている状態で発見された。災害発生状況から、伐倒した際かかり木となり、その処理中に被災したと思われる。
2	1月	10~12	木材伐出業	被災者が作業していた箇所から沢を挟み反対側の斜面で、同僚労働者がチェーンソーにより杉立木を伐倒したところ、その伐倒した杉立木が被災者の頭部に直撃し被災した。
3	1月	12~14	その他 の林業	昼休憩後に間伐現場に戻る途中、斜面を2~3m程度転落し頸部を受傷、その後死亡したもの。
4	2月	8~10	木材伐出業	かかり木処理作業の際、かかり木に激突させるために立木を被災者が伐倒したところ、かかり木が跳ね、切り株から2.7mの位置に退避していた被災者に激突したもの。
5	2月	8~10	木材伐出業	被災者が伐木箇所から約20m離れた場所に停めてある集材車を取りに向かったが数分経っても戻らないため、同僚が確認したところ、集材車の下敷きになっている被災者を発見した。発見時、集材車はエンジンがかかり、クローラが空転している状態であった。
6	2月	10~12	木材伐出業	被災者が、高さ約30メートルの立木を、チェーンソーを使って伐倒しようと受け口を作った後、追い口を作っていたところ、同立木が縦に裂け、折れた立木が跳ね落ちてきて激突され、肺挫傷による窒息により死亡した。
7	2月	12~14	木材伐出業	スギの間伐現場において、チェーンソーを用いて伐木作業を行っていた被災者が、倒木に挟まれた状態で倒れているところを同僚が発見し、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
8	2月	14~16	木材伐出業	集材ワインチ機による集材作業中、集材後に玉掛けワイヤーを外した後に次の集材作業の準備をするため右旋回したところ、集材ワインチ機が谷側に傾き、次の材に玉掛けワイヤーを掛けるため待機していた被災者に集材ワインチ機のバケットが当たり下敷きとなったもの。
9	3月	14~16	木材伐	フォークリフトで軽トラックから丸太を降ろす作業中、フ

			出業	オークリフトを後進させた際フォークリフトの右側の車輪が段差を通ったため左右のバランスが崩れ転倒し、被災者が転倒したフォークリフトと地面に挟まれたもの。
10	4月	10~12	木材伐出業	杉の立木を伐倒していた被災者が、受け口及び追い口を入れたところで他の作業を行うため伐倒作業を中断し、当該杉の立木近くで作業を行っていたところ、当該杉の立木が時間を置いて倒れ、被災者に激突した。
11	4月	14~16	木材伐出業	走行集材車を運転していた被災者が、何らかの原因で、林道から走行集材車とともに約2メートル転落し、全身を強打したもの。
12	5月	8~10	木材伐出業	チェーンソーを使用した伐木作業を行う労働者2名が伐採箇所周辺を歩で移動していたところ、被災者が風倒木の下方を通過するときに突風が吹き、当該風倒木が倒れ、被災者の腰部に激突したもの。
13	5月	10~12	木材伐出業	栗の木を、チェーンソーを使用して伐倒したところ、偏心木だったこともあり、伐倒予定方向とは異なった方向へ倒れ、退避途中であった被災者に激突した。
14	5月	16~18	木材伐出業	アカマツの間伐現場において、チェーンソーを用いて伐木作業を行っていた被災者が、伐倒木の横で倒れているところを、同僚が発見し、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
15	6月	8~10	木材伐出業	機械集材装置を設置するため主索直下となる立木を伐倒中、被災者の山側（背面）の立木が根株ごと被災者側に倒れ、被災者の前方にあった切り株と、倒れてきた立木に挟まれているのを別の作業者が発見した。
16	6月	14~16	木材伐出業	杉立木の伐倒作業中、被災者が受け口、追い口を切り、クサビにて伐倒しようとした立木が倒れなかつたため、同僚がグラップルを運転操作し、既に伐倒した杉丸太を掴み、立木を押し倒そうとしたところ、何らかの理由で丸太がグラップルから落下し、伐倒方向の合図を出していた被災者に当たったもの。
17	7月	8~10	木材伐出業	杉の立木①をチェーンソーで伐倒しようとしたが別の杉の立木②につるがらみしており倒せず、杉の立木②を伐木等機械でつかみ伐倒したところ、②とつるがらみしていたさらに別のアカマツの立木が折れて被災者の頭部に当たり、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
18	8月	8~10	木材伐出業	谷下の伐倒木を作業道に配置されたプロセッサーで引き上げ、平坦な作業道に仮置きし、プロセッサーの掴み機で

					引き上げた伐倒木の元口を掴もうとクローラを走行させたところ、路肩から約28メートル下に転落した。被災者は、転落の途中に運転席から投げ出された。
19	8月	8~10	木材伐出業		昼休憩前になんでも被災者が戻らないため、同僚が被災者の作業箇所を確認したところ、被災者は現場内の斜面に仰向で倒れていた。
20	9月	8~10	木材伐出業		チェーンソーを用いて偏心した広葉樹を伐倒していたところ、追い切りの途中で幹が縦に裂け上がり、裂けた倒木が被災者に激突したもの。
21	9月	12~14	木材伐出業		機械集材装置（エンドレスタイラー式）をリモコンにて操作し集材作業を単独で行っていたところ、引戻索が被災者に激突したもの。引戻索が背面に激突した被災者は、さらに撥ね飛ばされ、自身の前方の伐倒木に激突した。
22	9月	12~14	木材伐出業		チェーンソーを使用して伐木作業を行っていたところ、伐倒した立木がかかり木となつたが、これを放置し付近にある別の立木を伐倒していたとき、当該かかり木が外れて落下し被災者に激突した。
23	10月	8~10	木材伐出業		傾斜面上の伐採された伐倒木が作業の支障になつたため、同僚作業者が伐倒木をチェーンソーで玉切りしていたところガイドバーが木に挟まって抜けなくなつたので、被災者が同僚作業者の向かい側からチェーンソーで玉切りしたところ伐倒木が被災者側に回転しながら斜面を滑り落ち、その下敷きになったもの。
24	10月	8~10	木材伐出業		集材ウインチ機を使用し、上方の斜面に倒れていた伐木を林道に引き出す作業を行っていたところ、伐木がワイヤーからはずれ、当該機械の運転席に滑り落ちた。落ちてきた伐木が運転席の開かれた状態のドアを通過して被災者の右わき腹に激突したもの。
25	10月	14~16	その他 の林業		下刈作業を作業員4名で場所割りして作業していた。そのうち一人が夕方終業時刻になんでも降りてこないので、作業場付近を探したところ、草刈機は停止し、仰向けに倒れていた。病院で左肺に小竹が刺さっているのが発見されたもの。
26	10月	14~16	その他 の林業		ドラグショベルを用いて作業路の崩土等を取り除く作業を行っていたところ、路肩からドラグショベルと共に転落し、途中、被災者は投げ出された。
27	10月	14~16	木材伐出業		原木の集材作業をグラップルにて行っていた際、原木が斜面から滑り落ち、グラップルの運転席に激突したものの。

28	11 月	14~16	木材伐 出業	木材の間伐及び搬出を行うために川の上に設置した丸太で組んだ作業台を撤去する際、両岸に掛け渡されていない丸太が枕木とともに崩れ落ち、当該丸太上にいた被災者が丸太とともに約4.1m下の川に墜落し、救出されたものの搬送先の病院で死亡したもの。
29	12 月	10~12	木材伐 出業	チェーンソーによる伐木作業中、かかり木となった伐倒木の付近で別の立木を伐倒していたところ、当該かかり木が被災者に倒れ掛かり、木の下敷きになって死亡している状況で発見された。

(注) 2023年3月7日時点での速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。